

沖縄の地位―その歴史的展望―(二)

大畑篤四郎

- 一 近世までの沖縄(琉球)の地位
 - 二 琉球の島津氏への附庸
 - 三 島津氏のもとでの琉球の地位
 - 四 琉球王国の条約締結
(以上 本誌第四八巻第一号)
 - 五 明治維新と「琉球処分」
 - 六 分島改約交渉
 - 七 尖閣列島問題
- 結論 (以上 本号)

五 明治維新と「琉球処分」

明治維新により日本が統一中央集権国家としての立場を確立し、またそうした立場で国際社会の一員として参加しようとするためには、琉球に対してもこれまでのような不明確な態度をとりつづけることはできなかった。島津斉彬は外国の琉球に対する条約締結要求に対し「琉球は表面上日本の化外に置き、通信貿易の二件は琉球王限りに於て黙許されんこと日本将来の長計たるべし」と老中阿部正弘に建言し、この説が採用されて琉球と西欧諸国との条約が締結されたともいわれるが⁴⁶。反面では「薩摩琉球国勲章」事件のように島津氏は琉球に対する支配権を外国に誇示している。島津氏が在番奉行を通じて琉球に対する実効的な統治を行ないながら、清国や西欧諸国に対してはその実を蔽い、清琉宗属関係の維持を認め、或は独立国であるかのごとき名を認めていたのは、貿易（その他）の実利を得るためであり、幕府もそうした関係を黙認していた。しかるに明治新政府が従来幕藩体制を打破し、近代的な国際社会に参加するためには、こうした変則的な関係を維持するのではなく、主権の完整の立場から琉球に対しても明確な日本国家への統合（Integration）を達成する手続きが必要とされたのである。

明治維新後、明治四年には廃藩置県が行なわれ、鹿児島藩（版籍奉還以後従来の薩摩藩は鹿児島藩とよばれた）は鹿児島県となり、琉球も同県の管轄下におかれた（明治四・七・一四）。しかし新政府としては琉球の地位をそのままにするのではなく、日本の藩屏としてその地位を明確にすることをとめた。大蔵大輔井上馨は明治五年五月、正院に

琉球の「版籍ヲ収メ明ニ我所轄ニ帰」せしめることを要請した。この文書は「故ニ彼國ハ我殘山ノ南海中ニ起伏スル者ニシテ一方ノ要衝皇國ノ翰屏譬ハ手足ノ頭目ニ於ルカ如ク運為ノ職ヲ尽シ捍護ノ用ニ可供義喋々竭論ヲ不待候尤彼從前支那ノ正朔ヲ奉シ封冊ヲ受候由相聞我ヨリモ又其携式ノ罪ヲ匡正セス上下相蒙曖昧ヲ以數百年打過何トモ不都合ノ至ニ候得共……況百度維新ノ今日ニ至リテハ到底御打捨被置候筋ニモ無之ニ付從前曖昧ノ陋轍ヲ一掃シ改テ皇國ノ規模御拡張ノ御措置有之度」とし、ただ琉球の接收は武力的な侵奪によらず平和的な皇化をはかるべきである、と⁽⁴⁷⁾している。

政府は琉球の「処分」について左院に意見をもとめたが、左院は、琉球が古くから中国（明、清）と日本との双方に「兩屬」關係にあったことを認め、但し「琉球ノ我ニ依頼スルコト清ヨリ勝レルハ清ニハ名ヲ以テ服従シ我ニハ実ヲ以テ服従スレハナリ」「名ハ虚文ナリ実ハ要務ナリ」とする認識から、琉球の兩屬を排し日本のみに属せしめれば清と紛争を生じ（「争端ヲ鬪ク」）、そうでなくとも「其手数紛紜ニシテ無益ニ帰セン」と判断し、そうした立場から「我其要務ノ実ヲ得タレハ其虚文ノ名ハ之ヲ清ニ分チ与ヘ必シモ之ヲ正サ、ルヘシ」、結局左院は「右ノ如ク我ヨリ琉球王ニ封シタリトモ（この点後述）更ニ清國ヨリモ王号ノ封冊ヲ受ルヲ許シ分明ニ兩屬ト看做スヘシ」と建議した。また琉球の兩屬を維持する立場から琉球人に対しても特殊な処遇を与えることを主張し、琉球の使節を接待するには、国内地方官の朝集すると同日に論ずることはできず、彼等を西洋各国の使節を接待する如くみなすべきではないが、維新後始めて来朝する使節のことであり、大蔵省よりも各国の応接に熟しその官員も整っている外務省にその接待を管掌せしめるべきであるとし、また琉球国王を琉球王または中山王に封ずるは可とするも、華族や琉球藩王に宣下

するは不可とした。理由は華族宣下については「人ノ族類ヲ區別」して皇族、華族、士族と定めたのは「国内人類」における自然の勢によるものであり、「琉球國王ハ乃チ琉球ノ人類ニシテ国内ノ人類ト同一ニハ混看スヘカラス」との立場から彼に華族の称を宣下するのは不適當であり、また内地に廃藩置県を令している以上、琉球に藩号を授け琉球藩王とするのは不適當であり、「且ツ琉球ハ兵力单弱ニシテ皇国ニ藩屏タル能ハサルハ世ノ知ル処」なので、藩号を除き琉球王(または中山王)とすべきである、としているのである。⁽⁴⁸⁾

しかし左院(立法府)の意見は政府を拘束するものではなく、政府はさきの井上大蔵大輔のいう「速ニ其版籍ヲ収メ明ニ我所轄ニ帰」す方針をとった。琉球は一時鹿児島県の管轄とされ(前述)、明治五年一月、鹿児島県庁は伝事伊地知壯之丞(貞馨)、奈良原幸五郎(後の繁、沖繩県知事)、書記伊地知小十郎を琉球に派遣し(明治五年一月)、伊地知等は現地の特政三司官に維新の变革を説明し、将来の变革はとも角、琉球が従来通り鹿児島県に所属することを明らかにした。明治改元については、改元直後の明治元年一月に太政官令が琉球に到達し(改元は九・八)、二四日三司官はこれを布告した。しかしこれは従来改元と同様に考えられ、伊地知等の説明についても従来幕府の薩摩藩の琉球の關係と大差のあるものとは認識されず、いづれも維新によって琉球の地位に根本的な变革があるとは予期されなかった。ただ琉球が明治政府の直轄になりそうだとの情報も早くから現地に伝わり、これに対し琉球王府では、(一)琉球の政府直轄は断り、従来通り薩摩藩の附庸とするよう願うこと、(二)朝廷の直轄となるとしても、薩摩の管下であり、その指揮下に朝廷への勤めを果したい、(三)東京・薩摩との關係についても、従来江戸幕府に対する例に準じ、毎年年頭使を薩摩に出し、藩吏と共に上京させ、その他吉凶慶弔等臨時の使節も先例に倣いたい、(四)大

島五島の由来、琉球石高等について政府から照会があれば、予め薩摩と打合せ、齟齬のないようにすること、(五)五島はもと琉球の所屬で一時薩摩に属したに過ぎないものであるから、五島が朝廷に直屬することになれば、状を述べて返還して貰う、の諸点を打合せた。⁽⁴⁹⁾要するに江戸(東京)における政權交替の意味(幕藩体制の終止)については、十分認識されていなかったのである。

明治五年六月二四日、三司官宜野灣親方等は、伊地知、奈良原、福崎助七(在番奉行)より大山鹿兒島県参事からの達文を交付された。達文は御一新に対する御祝儀および御機嫌伺いとして王子一人、三司官一人参朝すべきことを命じ、且つこれは朝廷からの命令である、とした。その後鹿兒島県からの迎えの使者が来琉し、正使伊江王子朝直(尚健)等は那覇を出帆して、七月二七日鹿兒島に到着した。鹿兒島で一行は鹿兒島県庁の指令書(「右此節天機伺の爲に上京申付候」)を与えられ、使節の人数等も制限され、九月三日鹿兒島より東京に到着した。使節上京に關し鹿兒島県は政府への連絡において「琉球国中山王正使一人」ほか一行の来朝を政府に届け出ており、⁽⁵⁰⁾また使節の用意した上表文にも(奏上者として)「琉球国中山王尚泰」とあったのを、外務省において単に「琉球尚泰」に、また(正使)伊江王子、(副使)宜野灣親方とあったのを、同様にそれぞれ尚健、向有恒と改められた。国王、王子、親方等の琉球王国の称号は認められなかったのである。

その上で使節は九月一四日参朝して明治天皇に上表文と貢納品を奉呈した。明治天皇はこれを嘉納するとともに、「爾尚泰能ク勤誠ヲ致ス宜ク頭爵ヲ子フヘシ陞シテ琉球藩王ト為シ敍シテ華族ニ列ス咨爾尚泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ衆庶ノ上ニ立チ切ニ朕カ意ヲ体テ永ク皇室ニ輔タレ欽ヨ哉」という勅語を与えた。⁽⁵¹⁾尚泰はさらに天皇より金品を下賜

され、東京飯田町に邸宅を賜ったのであった。こうして尚泰は琉球国王(中山王)ではなく琉球藩王の地位を与えられ、華族に敍せられたのであるが、「藩王」の地位はきわめて特殊なものである。藩王の地位について特に明示的な規定は存在しないし、既に廃藩置県が行なわれて従来の藩は廃止されている。また殊更に「藩王」と呼ばれて、従来の藩主(従来の各藩の藩主は廃藩置県後、知藩事となった)と區別していることから、ここに称せられる琉球「藩」は、幕藩体制時代の藩とは異なっているといつてよからう。この時期の公文書には屢々「琉球国王」の語も用いられている。

他方さきの天皇の勅語は、尚泰に琉球藩王の地位を与え、華族に敍し、国家の藩屏たる任を全うするよう論じている。この点政府はさきの左院の見解を受入れなかったことになるが、琉球に藩号を認めたのもその藩屏としての地位、能力を認めたものであろう。それだけ琉球の本土への全面的な統合、「速ニ其版籍ヲ収メ明ニ我所轄ニ帰シ国群制置租税調貢等悉皆内地一軌ノ制度ニ御引直相成」(前掲井上馨意見書)という見地からは不徹底で、その地位が明瞭を欠くことは否むことができない。

琉球側において「従来島津氏の手にあった王の継嗣承認が、政府の直屬となつて、天皇からの冊封の形で行われたに過ぎない」⁽⁵²⁾と考えられたのも、そうした不明晰さによるものである。さきの尚泰の上表文にも「謹シテ朝賀ノ礼ヲ修メ且方物ヲ貢ス」とあり、敍任後の正使尚健の謝文には「臣寡君ノ命ヲ奉シ 天朝ニ入貢ス今 聖恩寡君ヲ封シテ且華族ニ班セシム」とある⁽⁵³⁾。要するに琉球側の意識よりすれば、幕府にかわり朝廷に朝貢し、朝廷より琉球藩王への冊封をうけたのであり、その地位につき根本的な変化が生じようとは考えられていなかったのである。ここに政府の

側からすれば琉球の本土への統合、一体化 (integration) をより明確にするために琉球処分が必要とされるのであり、現地においてはその際の混乱をもたらすことにもなるのである。

琉球に対する管轄の強化のためには「此度琉球使臣尚泰ニ代リ封冊ノ詔書ヲ謹領シ候上ハ弥以我藩属ノ体制徹底ニ至リ候様御処分有之度件々左ニ申上候」との立場からの副島(種臣)外務卿の建議⁵⁴(九・一五)に基いて、やがて琉球に外務省出張所が設けられ、外務省官吏が常駐することとなり、従来の在番奉行所は廃止された⁵⁵。

また対外的には琉球が各国と締結した条約および交際事務に関しては爾後外務省で管轄することとし、この旨琉球藩に伝達し、(九・二八太政官)、各国公使にもこの旨通告した。アメリカはデ・ロング (Charles E. De Long) 公使を通じて、琉球の地位の変更(「此頃日本政府ヨリ琉球島へ辞爵讓地ヲ促カサレ同人儀日本帝国中ノ故大名ト同格ニ列セラレ華族ニ敍セラレ候旨宣下有之候由閣下ノ御シラセニテ承知仕候然ハ之レヨリシテ琉球ハ合併セラレテ日本帝国ノ一部ト相成候」)にともなう琉米条約の効力に関して照会してきた(一〇・二〇)のに対し、副島外務卿は「同島ノ儀ハ数百年前ヨリ我邦ノ附属ニ有之此度改テ内藩ニ定ムル迄ニ候」との立場から(これは米公使の認識と微妙な相違があるが、その点はどこでは特に論及しないこととする)、琉米条約の「趣」は「当政府ニ於テ維持遵行可致候儀勿論ノ儀ニ御座候」と回答した⁵⁶。なお関連して政府は、琉球藩と外国との交際事務はすべて外務省の管轄に移すべく指示している(九・二八、なお九五頁参照)。

しかし琉球「藩」の地位については前述のようになお明晰を欠くものがあり、日本としてはその是正をはかろうとした。すなわち琉球「処分」である。琉球処分を促進する契機ともなり、また琉球をめぐる日清交渉の発端ともなっ

たのは、所謂台湾蕃社事件である。こゝでは同事件そのものについて詳しく論証する必要はないが、本稿の考察に必要な限度で同事件について論述するとどめる。(台湾蕃社事件の日清琉球交渉への影響については後述)。

明治四年一月、琉球の島民六六名が台湾に漂着し、うち五四名が現住民により殺害され、その他の者も掠奪される事件が生じた。さらに明治六年三月には小田県(岡山県)の邦人四名が台湾に漂着し、現住民により掠奪された。当時台湾は清国の管轄下にあるものと思われていたが、前者の事件当時は、琉球が薩摩(鹿児島)の管轄下にあることは知られていても、琉球の管轄に関して明治政府の持っている立場はまだ必ずしも明確ではなく、左院のちになお琉球の日清両属を認めようとする有様であった(八五頁)。しかし政府が琉球王国を廢して琉球藩とし、政府の管轄下におく(はじめ外務省、のち内務省)、積極策をとるようになってからは、台湾住民の行動に対しても一層積極的な態度をとるようになった。明治六年三月、政府は外務卿副島種臣を清国に特使として派遣し(副島特派は元來日清修好條規批准書交換のためであり、同批准問題に関しては別に言及する。九七頁)、その際台湾問題についても交渉せしめた。⁽⁵⁶⁾しかし清国側は、琉球は清国の「藩属」であるが、台湾住民中「生蕃」は清国の「化外」の民であるとして、事件に対する責任を回避しようとした。⁽⁵⁷⁾これに対し日本政府は、琉球は日本の「藩属」であり、台湾「土蕃ノ部落」は清国政府の権力の及ばない無主の地であるとの立場から、台湾征討を決定した。これは台湾蕃地処分取調を命ぜられた大久保(利通)・大隈(重信)両参議の上陳(一八七四・明治七・二・六)に基き、同日征討に決したものであり、この上陳は「一台湾土蕃ノ部落ハ清国政府政權逮ハサルノ地ニシテ其証ハ従來清国刊行之書籍ニモ著シク殊ニ昨年参議副島種臣使清之節彼ノ朝官吏ノ答ニモ判然タレハ無主ノ地ト見做スヘキノ道理備レリ」とする一

方、琉球はわが藩属であり、清国と交渉する際にも「琉球ハ古来我帝国ノ所属タルヲ云ヒ現今弥々恩波ニ浴セシムル」実状にあると主張していた。但しその際清国が両属論をもち出せばその論議には応ぜず「琉球ヲ控禦スルノ実権皆我帝国ニ在テ且遣使献貢ノ非礼ヲ止メシムルハ追テ台蕃処分ノ後ニ目的アレハ空ク清政府ト弁論スルハ不可トス」としていた。⁽⁵⁸⁾

政府の決定した台湾出兵にはイギリス、アメリカ公使が反対を示唆するような申し入れを行ない(四・一三、一八)、政府は一旦出兵を中止することとしたが、都督西郷(従道)中將は出兵強行を主張し、両参議も結局これを認め(五・四)、台湾「蕃地」の平定が行なわれ、日清互換條款および互換憑单(一八七四・明治七・一〇・三一、日本側では大久保大臣、柳原公使署名)を締結して事件を解決した。⁽⁵⁹⁾この文書で清国は日本の出兵を、「日本国属民」に加えられた台湾住民による加害行為に対する「保民義挙」の行為と認め、被害者および日本に対する撫恤金および補償の支払いを認めた。清国が琉球住民を「日本国属民」と認めたことは、日本にとって一歩前進であったが、つづいて「追テ台蕃処分ノ後ニ目的アレハ」と陰されていた問題が顕在化することとなった。「琉球処分」がそれである。「琉球処分」それ自体は、琉球に対する日本政府の管轄権をより明瞭、確実にするためにとられた、その意味で国内的措置であるが、琉球の従来の地位から、自から対外関係、ことに清国との関係に及んでくることとなる。ここでは琉球処分の経過それ自体よりも、それが清国との関係に投影されてくる問題点に触れて論述することとしよう。

さきの日清互換條款において、清国が琉球島民をさして「日本国属民」と認めたことは、琉球処分の実施を正当化する根拠を与えることになった。互換條款締結直後の明治七年一月一五日の琉球蕃処分に關する大久保(利通)内

務卿伺は、「琉球藩がなお清国との冊封關係を続けているため」清国ノ所管ヲ脱セシムルニ至ラス曖昧糢湖トシテ何レノ所屬ト申儀一定不致甚不体裁ノ訳トハ存候へ共數百年來ノ仕來リ……今般清国談判ノ末蕃地御征討ハ同国ヨリ義挙ト見認メ受害難民ノ為メ撫恤銀ヲ差出候都合ニ立到リ幾分カ我版図タル実跡ヲ表シ候へ共未タ判然タル成局ニ難至各国ヨリ異論無之ト申場合ニ到兼万国交際ノ今日ニ臨ミ此儘差置候テハ他日ノ故障ヲ啓クモ難計事ニ候」との立場から、あらためて琉球代表を招き、「清国ノ關係ヲ一掃致シ鎮台支營ヲ那覇港内へ致召建其余刑法教育ヲ始メ制度改革ノ事共順次相運候様篤ト示諭致度候云々」と上申し、三条(実美)太政大臣の承諾を得ている。大久保内務卿は司法省顧問ポアソナード (Gustave Emile Boissonade de Fontarabie) の意見をもとめ、ポアソナードも互換條款にいう日本国屬民とは琉球人をさすので清国も琉球に日本の主權を認めていること、琉球は今や獨立的存在を失なつて日本に從屬すべきものであるが、その歴史的事情から急激に圧力を加えるのでなく、漸進的に日本の統治を及ぼすべきであること、清国に対する進貢、慶賀等の臣從的交際はただちに廃止せしむべきであるが、これを琉球に強制するよりも日清兩政府間の談合により行なうのが妥当であること、を建言した⁽¹⁾。のちの経過よりみればこの第二項、第三項については無視されていることがわかる。

さて政府はこの方針に基き明治八年一月、三司官ならびに与那原親方らを招き(上京は三月)、琉球島民が台湾に遭難したのに対し日本政府が「巨万ノ金額ヲ費シ」問罪の軍を興し、清国も日本の軍事行動を義挙と認めて撫恤金を支払うに至つたことや、日本政府が琉球に撫恤米および蒸汽船を下賜すること等をあげて恩を売りながら、「殊ニ琉球ハ所屬未定ノ如ク獨立ノ形ヲナスヲ以テ亞西亞航海ノ便ヲ開ク爲此土ニ抛リ修船場トセント企望スル国モアル由ナレ

ハ、こうした事態を避けるため現地に鎮台を設置すること等を通告し、藩王の上京や琉清関係の断絶を要求した。これに対し琉球側は種々抵抗し、琉清関係についても「本藩之儀 皇国支那江奉属両国ノ御蔭ヲ以一国ノ備相立上下万民致安堵居候故 皇国御奉公支那江ノ進貢ハ本藩重大ノ規模万世万代不相替忠誠ヲ属シ度本願御座候処分宮被召立候ハ、支那ニ対シ何分申披相立間敷克御洞察被為在候通数百年来親切ニ被取扱恩義厚キ国柄自然都合取損候テハ信義不相立段ハ勿論何様ノ難題成立可申哉……」と従来の対清朝貢関係の維持を希望した。⁽⁶²⁾ 結局、琉球側は撫恤米、蒸汽船下賜は受入れ、鎮台分宮設置、藩王の謝恩上京は後刻回答することとして帰琉した。

大久保内務卿はこうした情況から、「清国関係之儀両国交際上ニ差響キ尤重件ニ候得共昨年征台清国談判結局ニ至リ候上ハ今後琉球藩拳動ニ依リ大ニ御国権ニ相係リ其儘難差置候」として、琉球処分の実施（清国への朝貢、慶賀使等の派遣廃止、福州琉球館廃止、藩王交替時の清国の冊封廃止、藩王の恩謝来朝・藩政変革・官員派出等の細目調査、爾後琉球藩と清国との関係は外務省において処理）を三条太政大臣に上申した。⁽⁶³⁾ この上申が受けいれられ、内務大丞松田道之が明治八年六月琉球に派遣されるのである。

琉球処分の経過は、基本的には日本政府と琉球藩の間の内部関係なので、ここではその概要を略説するにとどめる。松田は命を奉じて明治八年七月那覇に到着して尚泰王（病気のため今帰仁王子）に、清国への朝貢・慶賀使派遣・冊封関係の禁止、福州琉球館の廃止、鎮台分宮設置、日本年号の使用、日本刑法の施行、藩制の一般府県制への改革、藩王の謝恩上京、等々を指示した。琉球側当局者はこの指示に強く反撥して現行制度の維持を希望し、遷延策をとったが、九月六日松田は尚泰宛書翰において、琉球側が「朝命ニ応セス即チ政府ニ反シタル者」と認め、八日を

もつて退去し、経過を政府に上陳すると述べ、琉球側も遵法の意を表し特使を派遣することとした。この間琉球側は清国との五百年の縁由を強調し、また清国軍艦の渡来が噂された。九月になつて三司官池城親方等が来朝し、彼等は清国との関係維持を強く嘆願した。特使が持参した九月一〇日付の尚泰の三条太政大臣宛の書翰では「当藩支那与之続五百年來之縁由有之信儀之掛ル所ニ而断チ絶候儀難致是迄通被仰付度云々」と記し、池城親方等は再三太政大臣に嘆願書を提出して縷々苦衷を訴え、その都度却下された。他方清国が進貢船の欠航について漂流者の送還に托して琉球側に詰問してきたのに対し、幸地親方等が福州に密航し（明治一〇年三月到着）、その報告に基いて清国政府は如何璋駐日公使をして日本と交渉せしめることとした。

明治一一年一二月二七日、政府は松田道之に再度琉球出張を命じ、松田は明治一二年一月琉球に赴き三条太政大臣の督責書（清国との朝貢・冊封関係禁止の指示が実行されていないことに対する督責書）および松田大書記官の通告文（琉球が密かに清国に哀訴し在京親方等をして二三の外国公使に倚囑せしめたこと等に触れながら二月三日午前一時までに遵奉書提出をもとめた文書）を今帰仁王子に提出した。しかし琉球側はこれに応ぜず、二月三日の尚泰の三条太政大臣宛文書では、日清間の「御協議不相成内遵奉仕候儀清国ニ対シ相済サル而已ナラス彼ヨリモ謹責セラルベクハ必定ニテ進退兩難愁嘆ノ至ニ堪ヘス次第ニ付直ニ遵奉書差上候儀実ニ不相調」と回答した。ここに松田は一旦帰京して復命し、嚴重な処分をするよう上申した。そのため政府は臨時取調所を設けて琉球処分の準備にあたり、松田を琉球処分官として三度び琉球に派遣した。松田は巡查一六〇名、歩兵大隊約四〇〇名とともに明治一二年三月二五日那覇に到着し、三月二七日首里城において、「……廢藩置県被仰出候条此旨相達候事」という三条太政大臣の達

書(三・一一付)を藩王尚泰代理の今帰仁王子に交付し、別に琉球藩に対しても「其藩ヲ廢シ、更ニ沖繩県ヲ被置候条、此旨相達候事」という達が与えられ、一般にも公布された。⁽⁶⁴⁾ここに廢藩置県後も特殊な形で残されていた琉球藩も廢止され、沖繩県が設置されることになるのである(三・一一大政大臣達)。琉球への日本政府管轄権はここに明確に確立された。松田はそれとともに、藩王の地位を失った尚泰に東京居住を命じ、琉球側官民は病氣の理由をもって上京を引き延ばし、その間一部の者は清国軍の救援を空しく期待したのであるが、遷延にも限度があり、五月二七日尚泰は故国を離れて上京の途にいたのであった。

琉球処分が警察と軍隊をともなった政府の威嚇のもとに強行され、現地に根強い抵抗がつづいた事態の反面、抵抗したのは琉球処分によって地位を失なう旧支配者層、頑迷固陋の保守的分子であり、民衆は寧ろ日本の統治に生活向上を期待したことが指摘されている。⁽⁶⁵⁾確かにそうした側面も指摘でき、処分に最も強く抵抗したのは親方、親雲上等の士族層であったが、政府の指導に対する抵抗や親日(政府)分子に対する私刑などは、ひろく民衆の間にも行なわれており、他方日本政府への期待は琉球藩庁の統治に対する不満が反射的に投影されているとも思われるので、いづれにせよ処分の強行には問題の残るところである。

なお、外国に対しては明治五年九月二八日政府は前述のように(八九頁)「先年来其藩〔琉球藩〕ニ於テ各国ト取結候条約並ニ今後交際ノ事務外務省ニテ管轄候事」と決定し、⁽⁶⁶⁾アメリカに対して「同島ノ儀ハ數百年前ヨリ我邦ノ附屬ニ有之此度改テ内藩ニ定メル迄ニ候閣下御申越ノ如ク我帝國ノ一部ニ候故〔……米琉条約は〕当政府ニ於テ維持遵行可致儀勿論ノ儀ニ御座候」と通告している。⁽⁶⁷⁾そのほか琉球国が条約を締結したフランス、オランダに対しては特

に通知したことはなかったが、琉球処分実施後政府はフランスに対しては処分の経過を説明した。⁽⁶⁸⁾ その間、イタリーは琉球において他国 (米仏蘭) の有する権利に均霑し得るよう要求し、政府はこれを認めた。⁽⁷⁰⁾

六 分島改約交渉

幸地親方が福州に密航して清国政府に救援をもとめたことについては、さきに論及した (九四頁)。幸地親方は再度にわたり李鴻章に面会して援助をもとめた。また在京の与那原親方等も何如璋清国公使を含む外国公使に事情を訴え、外国側にも干渉の動きがあり、国際問題になろうとしていた。特に清国は琉球処分を看過することが、朝鮮、台湾等清国の「藩属体制」を動揺せしめるような発展をもたらすことを懸念し、⁽⁷¹⁾ 介入の機会を窺っていた。清国の介入の契機となったのは、グラント (Ulisses S. Grant) アメリカ前大統領の清国訪問であった。明治一二年五月グラントが世界漫遊旅行の一環として清国を訪問した際、李鴻章はグラントに琉球問題の周旋を依頼した。琉球処分を通じて一部琉球島民が期待したような、琉球を清国の藩属国として擁護するのではなく、また日本と直接談合するのではなく、アメリカ前大統領に周旋を依頼したことは、琉球問題についての清国の消極的態度を示すものである。何如璋駐日公使はさきに李鴻章に意見書を提出し、琉球既に滅べば行きて朝鮮に及ばん云々と主張した際 (註 66 参照)、(一) 軍艦を派遣し琉球に入貢せしめ日本と争う、(二) 理によって琉球に説き、もって日本より救う、(三) 反覆弁論して (琉球を) 開導し、命をきかなければ各国使臣と協議する、の三策を建議した。いずれにせよ清国が何如璋が下策とするところ

を取り、積極的に交渉しなかつたことが、日本をして清国が琉球を争おうとする意がないと認め、琉球処分を断行し、琉球王国を滅亡させたことは、中国の学者によつても批判されている。⁽⁷²⁾

グラントは同年七月日本を訪問し、伊藤博文とも接触し、八月一〇日浜離宮において明治天皇と会見した。この会谈でグラントは「余ノ聞ク所ニ抛レハ清国ニ於テハ該島嶼間ノ疆界ヲ分画シ太平洋ニ出ル広濶ナル通路ヲ彼ニ与フルノ議ニモ至ラハ彼レ是ヲ承諾スヘシ」と述べた。これは「此事果テ確説ナルカハ知ル可ラス」とされているが、琉球分割案が清国政府の意をうけていることは確実であろう。具体的にはグラントの提案は、日本の琉球領有権を認めるとともに、(台湾および)宮古、八重山諸島に対する清国の領有権を承認せよというものであり、そうしたグラントの示唆をうけて日本側でも対案を作成することになった。⁽⁷³⁾

しかし日本側では琉球問題をめぐる対清交渉に、日清修好条規改正問題を絡ませる方針をとった。日清修好条規(一八七二・九・一三、明治四・七・二九)は相互主義の原則に基いて締結されたが、当初から相互主義の立場に批判があり、清国が西欧諸国と締結しているものと同様の条約(——不平等条約)を要求する声も強く、批准に先立つて日本側は一部修正を申し出たが清国側が応ぜず、批准書交換(一八七三・明治六・四・三〇)の翌日、副島(種臣)全権は李鴻章に最惠国待遇條項の挿入、関税自主権承認等、条約改正の意向を表明している。そうした宿願を達成する上には、琉球問題で清国と交渉する機会を利用するのは極めて有効であった。明治一三年(一八八〇)三月四日、井上(馨)外務卿が太政大臣に提出した「弁法」は、条約を改正し、「我商民ヲシテ西洋ノ各商ト清国ニ於テ同一ノ權利ヲ得セシムル事」を要求し、それとともに宮古、八重山諸島を清国に与え、他の琉球諸島は日本領とすることを承

認させる、というものであった。この提案では内地通商特権の獲得が重視されているが、四月一七日の閣議で最惠国条項挿入を要求することに改められた。⁽⁷⁶⁾この修好条規改正要求と琉球分割案との関連について、井上外務卿は「抑西国現存ノ条規ニ拠ルニ他ノ各国人民ニ准許スルモノ却テ西国ノ間ニ准許セサルモノアリ甚タ其ノ平ヲ失ヘリトス……西人ニハ内地通商ノ准許アリ特惠潤及ノ明文アリ我人民ハ独り制限アルヲ以テ常ニ西人ノ為メニ壟斷ヲ占メラレ我邦ノ貨物ハ自ラ市場外ニ驅逐セララルノ勢アリ此レ最モ和好善隣ノ友誼ニ背馳セルモノニシテ我人民此ヲ以テ往往不快ノ念ヲ抱クニ至ル其ノ兩國修好ノ本意ヲ失フ亦タ甚シ故ニ我政府ハ切ニ清国ヨリ西人ニ准許スル所ノモノヲ挙テ我人民ヘモ均シク准許セラレン事ヲ請求スルナリ清国ニシテ我カ請求ニ応セラレハ我政府ハ親睦ヲ将来ニ厚スルカ為メニ兩國ノ界域ヲ劃定シ疆場ノ紛紜ヲ永遠ニ杜絶スヘシ……然ルトキハ我人民初メテ西人ノ為メニ壟斷セララルノ憂ヲ免カルヲ得テ清国モ亦疆場ノ紛紜ヲ永遠ニ杜絶シ彼此不快ノ念ハ猜忌ノ情ト共ニ消滅ニ帰シ兩國和好善隣ノ實是ニ於テ始メテ挙ル事ヲ得ヘシ」と記している。⁽⁷⁷⁾こうして「分島改約(加約)」交渉が始まるのであるが、ここでは交渉の内容、経過について詳述することは必ずしも必要ではない。李鴻章はかねて琉球諸島の南部を清国領、北部は日本領とし、中部(沖繩本島)を琉球国として独立させる琉球三分割案を提案していたが、これでは実質的に琉球王国の独立を認めることになるので、日本としては絶対に応じられないとの態度をとっていた。また分島・改約交渉で清国が日本に妥協的態度をとったことの背景には伊犁境界をめぐる露清間の緊張があったが、伊犁事件との関連性、評価についても先学の研究に委ね、⁽⁷⁸⁾ここでは省略することとしよう。ともあれ一〇月二一日には日清交渉は妥結し、球案専条、加約、憑單ほか関連文書に調印を予定するまでに至った。この琉球条約では宮古、八重山二島を清国領とし、

それ以北の琉球諸島は日本領とし、修好条規改訂（加約）問題では最惠国条項の挿入を認めた。総理衙門は、清国に對抗する日露の提携を阻止するためにも、速かにこれらの文書に調印するよう皇帝に裁可をもとめたのであるが、この時清国政府内部には異論が続出して、李鴻章は調印延期を日本側に申し出たのである。右庶子陳宝琛は、宮古、八重山の諸島は不毛の地であり、また中国とは隔絶しているのので、いまこれを得ても将来日本はこれらを併呑するであろうし、また日本はロシアを恐れ、且つ日中露の関係は中国（清国）の強弱によってきまるので、分島により日本の歎心を買おうとすることは、ロシアの中国領土分割の欲求を助長する、と退嬰的な外交を批判した。また右庶子張之洞は、なが年の入貢国の琉球を危機の際に庇護しなければ、やがて列国は中国を侮蔑し藩屏はことごとく失なわれることになろう、として琉球問題を懸案として残すよう主張した。さらに李鴻章も、日本は露清間の葛藤に乗じて琉球の領有を企図しているのだから、当面はロシアに譲歩しても露清間の懸案を解決し、その勢をもって日本を制すべきであると主張した。⁽⁷⁹⁾ いずれも対日不信感に裏付けられた、露清緊張を契機とする対日拙速外交に対する批判である（もともと李鴻章は元来琉球三分割による妥協を主張していたし、この意見書では寧ろロシアに対する妥協を示唆する等の点に、洋務派政治家としての妥協的な体質が認められるように思われる）。

これらの意見が清国の国益を重視した対日政略として、その限りにおいては正論であるとしても、問題はその後経過にあった。すなわち清国が琉球に対する宗主権を主張して琉球処分（―琉球に対する日本の統治権）を認めず、或は少なくとも日清間の懸案として留保しようとするならば、清国は常に日本に対してその意思を表明し、日本の琉球統治に対する抗議をつげなければならない。しかるに分島・改約条約の調印を見送ってからは、清国の宗主権に

かかわる問題としては寧ろ朝鮮問題がクローズアップされ、琉球問題は後景におしやられた。日鮮間には明治八年(一八七五)の江華島事件を契機として、翌明治九年(一八八六)には日鮮修好条規が締結され、その第一条では朝鮮の自主独立を認め、清国の朝鮮に対する宗主権を否定した。日鮮修好条規は朝鮮開国の端緒ともなり、西欧列国は相ついで朝鮮との間に同様の条約を締結した。明治一五年(一八八二)にはいわゆる壬午の変が勃発し、済物浦条約が締結され、日本はさらに有利な特権を獲得した。もともと日本の朝鮮進出に対して朝鮮は清国に接近する態度を強めたが、明治一七年(一八八四)には甲申の変が起って日清関係も緊迫し、翌年の天津条約によって緊張状態を一時的に回避した。こうした状況のもとで清国の対日関心はもっぱら朝鮮をめぐる問題であり、琉球問題(琉球処分)については外交上とりあげられていない訳ではないが、然るべき抗議の意思表示は行なわれることなしに終わった。

一方、分島改約条約の調印延期は日本にも衝撃を与え、主戦論や「爭議ヲ放棄スルモノト看做シ……自今永遠琉球全島ヲ以テ我が不爭ノ権利アル者」と認める論が提議され、政府は後者の立場をとりながら、清国に対する地位強化のため軍備拡張にのり出し、清国側から琉球問題をとりあげてきても、「日本側としては無関心を装う」態度をとったのである。勿論この間日本側は、沖縄県民の不服従運動に対しては弾圧や切崩し工作をもって対抗しながら、県令(明治一九年以降は知事)による支配が漸次確立した。一方日清関係は日本の日清戦争勝利後に結ばれた日清講和条約(下関条約、一八九五・明治二八・四・一七)によって再調整されたが、琉球に関する条項はなく、日本の琉球に対する領有権も認められたといつてよいであろう。

なお分島・改約交渉で追求された日清修好条規の改訂Ⅱ西欧諸国なみの通商条約締結については、下関条約第六条

において戦前諸条約の失効、新通商航海条約の締結、その間最惠国待遇の許与、開港開市、日本人の事業活動承認、等が規定され、その後交渉を行なって明治二十九年（一八九六）七月二一日、日清通商航海条約を締結し、上記の他に片務的な領事裁判権取得等、有利な諸特権を獲得した。ここでも日本は戦争を通じて、西欧諸国なみの不平等条約締結という外交目標を達成し得たのであった。

七 尖閣列島問題

いわゆる尖閣列島は沖繩本島の西南方、西表島の北方にある魚釣島、久場島、南小島、北小島、沖の北岩、沖の南岩、久米赤島、飛瀬、久米赤島（大正島）の諸島からなる。琉球諸島からも稍々離れた海上の小島群で、資源、産業ともほとんど皆無といつてよく、僅かに漁場やアホウ鳥の鳥毛採取等ごく限られた業務のために利用されるばかりであった。またそれらの島はほとんど定住する者もない島で無人島といつてもよく、飛瀬のごときは岩礁程度のものでしかなかった。しかし最大の島である魚釣島が中国によつて釣魚台とよばれているように、中国も尖閣列島に領有権を主張している。しかし尖閣列島の領有権が争われるようになったのは比較的近年のことであり、その根底には尖閣列島周辺大陸棚の石油資源問題が脚光を浴びるようになった事情がある。

その点はともかく、ここではまず日本の尖閣列島に対する管轄権設定の経緯を展望することにしよう。日本は明治一二年頃から尖閣列島に関心を示し、この年に発行された地図にも尖閣列島を日本の領土としていた⁽⁸³⁾という。また明

治一七年頃から邦霸において海産物を扱っていた日本人古賀辰四郎が魚釣島、久場島を中心にアホウ鳥の鳥毛、綿毛、ベツ甲、貝類等の採集を始めるようになった。⁽⁸⁴⁾ 明治一八年九月二二日、沖縄県令西村捨三は「抑モ久米赤嶋久場嶋及魚釣島ハ古来本県ニ於テ称スル所ノ名ニシテ而モ本県所轄ノ久米宮古八重山等ノ群島ニ接近シタル無人ノ島嶼ニ付沖縄県下ニ属セラルルモ敢テ故障有之間敷ト被存候」との立場から国標建設につき政府に上申し、出雲丸により実地調査する予定であることも併せて届出た、これに対し山県(有朋)内務卿は上申を認め「……右諸島ノ儀ハ中山伝言録ニ記載セル島嶼ト同一ノ如ク候ヘ共只針路ノ方向ヲ取りタル迄ニテ別ニ清国所屬ノ証跡ハ少シモ相見ヘ不申且ツ名称ノ如キハ我ト彼ト各其唱フル所ヲ異ニシ沖縄所管ノ宮古八重山等ニ接近シタル無人ノ島嶼ニ有之候ヘハ同県ニ於テ実地踏査上ノ国標相建候儀差支無之ト相考候間云々」との太政官上申案を起案し、外務卿に意見をもとめた(一〇・九)。しかし井上(馨)外務卿は「右島嶼ノ儀ハ清国々境ニモ接近致候儀ニ踏査ヲ遂ケ候大東嶋ニ比スレハ周囲モ小サキ趣ニ相見ヘ殊ニ清国ニハ其嶋名モ附シ有之候ニ就テハ近時清国新聞紙等ニモ我政府ニ於テ台湾近傍清国所屬ノ島嶋ヲ占拠セシ等ノ風説ヲ掲載シ我国ニ対シテ猜疑ヲ抱キ頻ニ清政府ノ注意ヲ促シ候モノモ有之候際ニ付此際公然国標ヲ建設スル等ノ処置有之候テハ清国ノ疑惑ヲ招キ候間」当面は実地調査にとどめ、国標建設は差控えることを主張した(二〇・二一)。そのため内務卿は沖縄県の上申を却下した。明治一八年秋といえは甲申政変後の天津条約が日清間に締結されて間もない時期であるが、井上外務卿が国標建設の清国側に及ぼす影響を慎重に配慮したことが窺われる。

明治二三年一月一三日、沖縄県知事は重ねて「無人島魚釣島外二島」につき、「右ハ無人島ナルヨリ是迄別ニ所轄ヲ不相定其儘ニ致置候処昨今ニ至リ水産取締ノ必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨八重山役所ヨリ何出次第モ有之旁此際管下

八重山島役所々轄ニ相定度此段相伺候也」という上申を内務大臣に提出したが、この上申も保留された。⁽⁸⁶⁾ 明治二六年一月、沖繩県知事は三度び所轄決定と標杭建設を上申した。一年後の明治二七年二月二七日、内務大臣は本件について外務大臣と協議したが、外務大臣も本件上申に異議なく、明治二八年一月一四日、閣議は久場島、魚釣島について「同島ノ儀ハ沖繩県ノ所轄ト認ムルヲ以テ標杭建設ノ儀全県知事上申ノ通許可スヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ」と決定し、二一日この旨県知事に指令した。⁽⁸⁷⁾ 明治二九年三月五日の勅令第一三号により沖繩県に那覇、首里両区のほか五群を設置し、沖繩県は久場島、魚釣島を八重山郡に編入せしめたが、政府はこの両島を沖繩県の管轄に属することを認めた際、近接した（両島より三マイル以内に属する）南小島、北小島、沖の南岩、沖の北岩、岩礁の飛瀬等も所轄と認めたごとくであり、政府は両島のほか南小島、北小島をもあわせて八重山郡に編入し、国有地に指定した（政府は九月になって開拓者古賀辰四郎に無料貸与した）。また久米赤島はもともと近接した久場島からも五〇マイル離れながら、宮古島・沖繩本島寄りの海上にあるが、これもさきの明治二九年一月の閣議決定により、日本領土に編入されたものとして公文上処理されているし、⁽⁸⁸⁾ 勅令第一三号に基いて尖閣列島諸島は八重山郡に属するものとして取扱われている（この点は手続上些か厳密性を欠くように思われる）。その後行政区分や国有地の処分等に若干の経緯はあるが、ここでは以上本稿の叙述に必要な限りの経緯にとどめることとする。⁽⁸⁹⁾

ところでこうして設定された尖閣列島に対する日本の領有権には、中国側から異論が提出されている。これは一九七〇年頃から中華人民共和国、中華民国両政府の公式声明、論調、アメリカや香港における中国系学者、刊行物の同様の論調等に見られ、日本の学者にも尖閣列島の中国領を主張する説がある。⁽⁹⁰⁾ 本稿は尖閣列島領有権を論ずるのが主

題ではないが、行論上この点にも触れることとしよう。

尖閣列島の領有権が中国に関連して問題となる場合には、明朝以来の歴史的経過と、明治政府の領土権編入の行政措置との問題があるように思われる。歴史的には尖閣列島(中国名では釣魚台または釣魚嶼、黄尾嶼または黄尾山、赤尾嶼または赤尾山)に関する記述がみえるのは中国側文献が古く、これには尖閣列島の日本領を主張する論者にも異論がないように思われる。それらの記述は中国(明、清)より琉球に派遣された冊封使の記録にみられ、陳侃の「使琉球録」(一五三四)、郭汝霖の「使琉球録」(一五六二)、程順則の「指南広義附図」(一七〇八)、徐葆光の「中山伝信録」(一七一九)等があげられている。また「琉球国志略」「統琉球国志略」「中山世鑑」等琉球関係の文献にも関係島嶼の名がみられる⁽⁹¹⁾。日本側文献として「中山伝信録」に依拠した林子平の「三国通覧図説」がこれらの諸島を琉球王国の支配地域と区別して中国領のごとく扱っていることで知られる。ただこれらの冊封使の記録では、釣魚台等の諸島を福州より琉球に至る航路の目標として記述し、或は「使琉球録」に、赤嶼(赤尾嶼。日本名久米赤島、尖閣列島諸島ではもともと琉球に近い)は琉球地方を界する山なり、とあげているにとどまっていることから、それらの記述はいずれも中国の領有権を主張する意味で書かれたものではない、とされている⁽⁹²⁾。中国側の主張は、中華人民共和国の主張も国民政府の主張も、いずれも此等の古記録にみられる記述から、それらの島嶼が中国の「海域」「領土」或は「海上防衛区域」(前記の文献では「防衛」を意味する文言は積極的に使われていない)であったと主張しているが、この点を敷衍し、稍々丁寧に説明しているのは井上清氏である。井上氏はそれら古記録の記述に触れて述べている。「郭は中国領の福州から出航し、花瓶嶼、彭佳山など中国領であることは自明の島々を通り、さらにその先

に連なる、中国人が以前からよく知っており、中国名もつけてある島々を航して、その列島の最後の島II赤嶼に至った。郭はここで……この赤嶼こそ『琉球地方ヲ界スル』島だと感慨にふけた。その『界』するのは、琉球と、彼がそこから出発し、かつその領土である島々を次々に通過してきた国、すなわち中国とを界するものでなくてはならない」「こうみてくると、陳侃が久米島に至ってはじめて、これが琉球領だとのべたのも、……彼的全航程の記述の文脈でとらえるべきであって、そうすれば、これも、福州から赤嶼までは中国領であるとしていることは明らかである。」⁽⁹³⁾同氏はまた、清代の「使琉球雜錄」「琉球國志略」「使琉球錄」「統琉球國志略」「中山伝信錄」等々によっても、赤嶼と久米島の間の海上が「中外ノ界」であり、それ以西の尖閣列島に相当する諸島は中国領であるとす立場に立つて書かれている、と論証している。⁽⁹⁴⁾

この論争はきわめて示唆深い問題を含んでいる。これらの古記録は尖閣列島を琉球領と認めていないことは、両説を通じて認められている。しかし日本政府を含めて尖閣列島の日本領有を支持する説は、それ故にこそそれらの島嶼は無主の地であり、明治政府になって無主物先占の法理によって日本領に編入されたとしているのに対して、井上説は、これらの諸島を琉球領でないとしていることは、当時の中国人の意識では当然中国領であることを前提としているのである。確かに近代国際法の通念からすれば、ほとんど無人島といつてよいような島嶼を航路の目標として記録するにとどめるだけでは、領有権の根拠としては不十分であり、第三国に対抗して領有権を主張し得るためには、領有の宣言、必要な行政上の手続き、実効的支配等が必要である。しかしこれ等の記述がなされた時、中国は近代国際法を全く知らなかったか、少くも近代国際法によって支配されているとは言いがたい状況にあった。のみなら

ず中国は中華意識をもって周辺諸国を自国の藩属国、附庸国として処遇していた。琉球王国(中山国)についてもこれを自国に朝貢する藩属として扱っていたし、琉球と区別される尖閣列島諸島については他に領有権を争っている国は存しなかった。こうした客観条件を考えれば、久米島以东を琉球と認め(宮古、八重山諸国はこれらの論述とは別なので一応省いておく)、赤(尾)嶼(久米赤島)と久米島間の海上を「中外ノ界」であるとしていることは、無主の地ではなく当然中国領とみなしていることを前提とするとの井上説は、十分説得力をもつものと思われる。

ただ、このことは同時に両刃の剣でもある。すなわち、日本や中国が国際社会の一員となるためには、近代国際法の支配を受けなければならず、そのためには国家の領域の確定、領有権の主張についても従来の伝統的通念によるだけでは不十分で、それに相応する措置がとられなければならない。明治政府が琉球処分を強行したのも、従来の日清両属というような曖昧な地位を一掃しようとしたからである(八五、九二頁)。

この点について中国(清国)政府の尖閣列島に対する対応策はきわめて消極的であるといわなければならない。近代国際法の支配という場合に、ここで援用されている無主物先占の法理が、元來植民地主義時代の観念であることは、井上氏も強調しているところであり、⁽⁹⁵⁾私自身も異論はない。⁽⁹⁶⁾しかしそのことは、清国が尖閣列島を自国領とする明瞭な手続をとることに消極的であってよいことにはならない。この点については、明治初年の琉球藩設置から琉球処分の強行に至るまでの全経過を通じて、清国政府が琉球の地位に関して日本の行動を阻止するような言動をとっていないのと軌を一にするような消極性、退嬰性がみられる。国標建設の動きは日本政府内部の問題としても、出雲丸による調査や古賀辰四郎による事業活動が行なわれているにも拘らず、清国政府はそれに対抗してこれらの諸島の領

有権を主張するような適切な措置をとっていない。そればかりか、その後魚釣島に漂着した中国人漁民救助に対して
中華民国駐長崎領事の発した感謝状（一九二〇・大正九・五・二〇）に「日本帝国沖繩県八重山郡尖閣列島内和洋島（魚
釣島の別名）」の語句がみえる等、尖閣列島の日本領有を認めるような文書さえ、発せられている。

こうした清国の消極的な外交は、国際社会の一員として近代的（＝帝国主義的）発展をとげようとする日本外交の
乗ずるところともなつた。さきに、明治一八年の国標建設の上申に対し井上外務卿は、清国を刺戟することを懸念し
て、上申を却下した。政府が尖閣列島を沖繩県の管轄下に編入する措置をとつたのは、日清戦争中から戦後にかけて
の時期であり、その間に締結された日清講和条約（一八九五・明治二八・四・一七）では尖閣列島に関する条項は規定さ
れず、尖閣列島に対する日本の領有権についてはその後も清国（中国）側から然るべき異議は提起されていない（日
清講和条約第二条には、台湾全島およびその附属諸島嶼、澎湖列島すなわち東経一一九度乃至百二〇度および北緯二
三度乃至二四度の間にある諸島嶼を日本に譲渡することを規定しているが、澎湖列島は尖閣列島とは勿論異なり、尖
閣列島を台湾附属島嶼にかぞえることは地理的形狀からしても無理である）。ただ政治的には、上記の行政措置は、
日清戦争における日本の勝利が明確となり、清国が反対できないような状況においてとられている。このことは日本
の外交が賢明、巧妙であつたといえるとともに尖閣列島を日本がかすめ取つた（「偷盗」）という中国側の主張に一理
あるともいえよう。しかし法的には（元来この点を追及するには更にその後サンフランシスコ講和条約までの経過
を検討しなければならぬが、本稿の性質上日本政府行政管轄権編入までの経過にとどめた）、そのことは日本の領
有権確定に影響を及ぼすものではない。

結 論

琉球は元來獨立王国であつた。ただ琉球は日中兩大国の間にはさまれた、資源や産業に乏しい弱少国であり、そのためには琉球は「兩屬」の立場に立ち、そのことによつて国内政權の維持と經濟的利益を確保しようとした。その場合、中国に対しては、早く明代から朝貢してきたが、明、清代を通じて一貫して中国は宗主国としてのノミナルな權利と地位を保持しようとし、琉球の内政にはほとんど干渉せず、寧ろ朝貢關係に伴なう貿易において、琉球に利を与えてきた。これに対し日本ははじめ琉球にも朝貢せしめていたが、慶長一四年の出兵以後琉球を日本の支配下におき、特に薩摩藩による実効的統治のもとにおいた。それでも日本は琉球国の相對的な自治を認め、固有の風俗、習慣等を寧ろ維持せしめ、外に対しては(日本からの)獨立的地位を保持しているごとくに装い、そのことによつて清国に対しては、従來の對清宗屬關係を形式的に維持し、西歐諸国に対しては獨立国としての立場で條約を結ばしめた。そのことにより貿易、通交關係上の實質的利益を得ようとしたからである。

しかし、そうした變則的統治權は、明治維新以後日本が近代国家として國際社會に参加してゆくためには相応しくない。そのためまず琉球國を廢して琉球藩を設置したが、さらに政府はそうした不明確な中間的措施にあきたらず、現地の抵抗を押し切つて琉球処分を強行し、明治政府による中央集權的支配を達成し、清國との關係を断絶させた。一方琉球に対する宗主權を主張する清國は分島改約交渉による妥協をはかったが、こうした妥協に反對する主張のたかまりによつて條約調印を留保したものの、その後は日本の領有權に反對、阻止するための適切な措置をとらず、一

方日本は近代国家に帝國主義国家に發展しようとして、極東に軍事進出をとげる政策をとり、日清戦争と下関講和条約の締結に至った。「無人島」とされていた尖閣列島もこの間を通して日本の領土に編入されたが、こうした日本外交の展開に対して、清国の外交は著しく消極的、退嬰的であり、尖閣列島を含めて、琉球に対する日本外交の上記のような展開を許した。

琉球の地位に関しては、明治期以降現在に至る迄の時期にもう一つの問題があるが、これについては稿を改めて論考することとしたい。

註

- (46) 安岡昭男「琉球所屬を繞る日清交渉の諸問題」(法政史学九) 一〇七―八頁、後述「明治文化資料叢書」第四卷の下村富士男氏の解説、等参照。
- (47) 琉球政府編刊「沖繩県史」第二卷(一九六六) 一一―二頁。
- (48) 同上書二―四頁。
- (49) 東恩納前掲書三六〇―六一頁。
- (50) 「沖繩県史」第二卷五頁。
- (51) 同上書一―三頁。
- (52) 東恩納前掲書三六九頁。
- (53) 「沖繩県史」第二卷一、一―三頁。
- (54) 同上書一九―二〇頁。
- (55) 外務省官吏常駐のほかはに稅務、民生、風俗等視察のため外務、大蔵省官吏も派遣された。
- (56) 「沖繩県史」第二卷三一―三三頁、松田道之編「琉球処分」第一冊(明治文化資料叢書)第四卷 外交編 昭和三七年

風間書房) 二四—二五頁。

- (57) 明治六年六月二十一日柳原副使と清国総理大臣毛昶熙董恂及び孫子達会談録 (日本外交年表並主要文書) 上巻五二—五三頁)。

(58) 明治七年二月六日大隈重信・大久保利通「台湾蕃地処分要略」(同上書五四—五五頁)。

- (59) 台湾出兵の経緯については英修道「一八七四年台湾蕃社事件」(法学研究二四—九・一〇合併号)、瀨川善信「台湾出兵(明治七年)問題」法学新報八〇—六

(60) 「沖繩県史」第一二巻九六—九八頁、「琉球処分」七七—七八頁。

(61) 比嘉前掲書三八一頁。

- (62) 明治八年五月九日「琉球藩処分方之儀伺」第一付属書、第二付属書(1) 第一号——「沖繩県史」第一七巻一一五—一二二頁、「琉球処分」八五—八九頁。

(63) 註(62)の「琉球藩処分方之儀伺」

- (64) 以上の琉球処分実施経過に関する史料は一々典拠をあげなかったが「沖繩県史」第一二巻、「琉球処分」第一冊、第二冊、遠藤達、後藤敬臣「琉球処分提綱」(明治文化全集) 第二二巻 昭和四年 日本評論社) 参照。

(65) たとえば佐藤三郎「琉球処分問題の考察」(山形大学紀要三一—) 五七—五九頁、比嘉春潮・霜多正次・新里恵二前掲書一二四—二六頁等。この点については松田道之も同様の観察をしている。

(66) 「沖繩県史」第一二巻二七頁。

(67) 同上書第一五巻三九二頁。

(68) 明治九年四月二〇日子安外務権大丞より内務大少丞宛文書(同上書 第一五巻 三九六頁)、および註(69) 文書

(69) 明治二年八月二九日寺島外務卿より鮫島駐仏公 宛文書および明治一三年一月二四日鮫島公使より井上外務卿宛文書

(同上書 第一五巻 三九六—九七頁)。

(70) 明治六年八月二七日伊国代理公使より副島外務卿宛文書および九月一九日副島外務卿より伊国代理公使宛文書(同上書

第一五卷 三九二―九三頁。

- (71) 藤村道生「琉球分島交渉と対アジア政策の轉換」(歴史学研究三七三) 六頁。
- (72) 李則芬「中日關係史」民国五九年(一九七〇)二六一―六四頁。
- (73) 「日本外交年表並主要文書」上巻七七頁。
- (74) 明治一三年六月一九日グラント將軍より吉田駐米公使宛書翰(沖繩県史「第一五巻所載」琉球所屬問題I、同書二〇一頁)、藤村前掲論文七頁。
- (75) 「琉事存案」(沖繩県史「第一五巻一五八―一六〇頁)、藤村前掲論文七頁。
- (76) 明治一三年六月二九日井上外務卿より宍戸駐清公使宛電報附屬書(三)「内訓条并増加約案」(「日本外交文書」一三巻三七二頁)。
- (77) 植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」(東洋文化研究所紀要 第二冊)、我部政男「明治一〇年代の対清外交―『琉球条約』の顛末をめぐって」(日本史研究一九)
- (78) 「清季外交史料」二三巻一五―一七
- (79) 同上書第二四巻一―二、三―八、但し上記引用は藤村前掲論文九―一〇頁による。なお黄大受「中国近代史」中冊(民国四三、一九五四)一五一―一五八頁に要約された各方面の意見がみられる。
- (80) 藤村前掲論文一〇―一一頁。
- (81) 我部前掲論文三六頁。
- (82) 「沖繩県史」第二巻一五五―一五七、一五九―一六一頁。
- (83) 尖閣列島研究会「尖閣列島と日本の領有権」(季刊沖繩 五六) 九頁。
- (84) 奥原敏雄「尖閣列島―歴史と政治のあいだ―」(日本及日本人 昭和四五年新春号) 参照。「朝日アジアレビュー」第一〇号の「尖閣列島問題年史」には、この年三月古賀辰四郎が大坂商船永康丸にて魚釣島等を探検した記事がみえる。
- (85) 朝日アジアレビュー 第一〇号 四一―四二頁。「日本外交文書」第一八巻五七三頁以下。

- (86) 朝日アジアレビュー 第一〇号 四二頁。「日本外交文書」第二三卷五三一—三二二頁。
- (87) 朝日アジアレビュー 第一〇号 四二—四三頁。「沖繩県史」第二三卷五九三頁。「日本外交文書」第一八卷(五七五頁)の閣議決定日付の誤まりについては奥原敏雄「尖閣列島の法的地位」(季刊沖繩 五二)一〇一頁
- (88) 「日本外交文書」第一八卷五七四—七五頁の「久米赤島、久場島及魚釣島版図編入経緯」
- (89) 日本の尖閣列島領有の経過については上記論文のほか季刊沖繩第五六号、朝日アジアレビュー第一〇号所載の関連論文、勝沼智一「尖閣列島の領土問題の歴史と法理」(法志林七一)参照。これらの文献にはいずれも詳細な資料が掲載されて有用である。
- (90) 前記朝日アジアレビューには日本の領有権主張に反対する高橋庄五郎「いわゆる尖閣列島は日本のものか」が掲載されているし、井上清氏は「歴史学研究」にも中国領説を主張しているが、同氏の主張を集大成したものとしては同氏「尖閣列島——釣魚諸島の史的解明」(昭和四七年 現代評論社)参照。朝日アジアレビューや季刊沖繩の前記特集号には中国側の主張や香港系を含む各種論説も掲載されている。特に国民政府の文献を集録したものには「釣魚台列嶼問題資料彙編」民国六〇年(一九七一)。他に「南北極」第一卷第八期「保衛釣魚台特輯」等参照。
- (91) これら文献の関係記述は勝沼前掲論文、前記朝日アジアレビューに資料として掲げられている。
- (92) 奥原敏雄「尖閣列島の領有権問題——台湾の主張とその批判——」(季刊沖繩五六)八三、八五頁、勝沼前掲論文三三頁。政府の領有権主張の一つの典拠となった一九七〇年九月一日の琉球政府声明の同様の理由で、琉球および中国の文献で尖閣列島が自国の領土であったことを表明したものはないと主張している。
- (93) 井上前掲書二九—三〇頁。
- (94) 同上書三四—四一頁。
- (95) 同上書五〇頁以下。
- (96) 播里枝・浦野起央編「国際関係論講義」(昭和四九年 青林書院新社)所収拙稿「ヨーロッパ国家体系」参照。
- (97) 牧野清「尖閣列島小史」(季刊沖繩五六)六八—六九頁、および同書所収資料(一一二—一八三頁)。

(98) この点は「比較法学」誌に掲載した拙稿「日本近代化への国際的条件」(一)―(四)参照。

沖縄の地位―その歴史的展望―

一三三(一三三)